

浜松市条例第20号

浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

浜松市病院事業の設置等に関する条例（昭和48年浜松市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第4条・第12条関係）					別表（第4条・第12条関係）				
種別	単位	金額	備考		種別	単位	金額	備考	
(略)					(略)				
特別室 使用料	浜松医療センター 特室	1日	33,000円	1 (略)	特別室 使用料	浜松医療センター 特室A	1日	36,300円	1 (略)
	1人室A	1日	13,200円	2 患者の		特室B	1日	18,700円	
	1人室B	1日	12,100円	申入れ		1人室A	1日	14,300円	
	1人室C	1日	11,000円	により、		1人室B	1日	13,200円	
	1人室D	1日	9,900円	2人室を		1人室C	1日	12,100円	
	1人室E	1日	8,800円	1人で利		1人室D	1日	9,900円	
	1人室F	1日	7,700円	用する					
	1人室G	1日	5,500円	場合は					
	1人室H	1日	4,400円	左記料					
	2人室	1日	2,200円	金に2を					
	3人室	1日	2,200円	乗じて					
	周産期センター4人室	1日	2,200円	得た額、					
				3人室を					
				1人で利					
			用する						
			場合は						
			左記料						
			金に3を						
			乗じて						
			得た額、						
			3人室を						
			2人で利						
			用する						
			場合は						
			左記料						
			金に1.5						
			を乗じ						
			て得た						
			額、周産						
			期セン						
			ター4人						
			室を1人						
			で利用						
			する場						
			合は左						
			記料金						
			に4を乗						
			じて得						
			た額、周						
			産期セ						
			ンター4						
			人室を2						

				人で利 用する 場合は 左記料 金に2を 乗じて 得た額、 周産期 センタ ー4人室 を3人で 利用す る場合 は左記 料金に 1.3を乗 じて得 た額と する。					
	(略)			3	(略)			2	(略)
(略)					(略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和8年5月30日から施行する。

(あらし)

この条例は、浜松医療センターの病棟の改修に伴い、特別室の区分の変更及び特別室使用料の改定を行うものです。